

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<p>第6条 (知識確認テストおよび取引の適格要件)</p>	<p>第6条 (知識確認テストおよび取引の適格要件) 1. お客様は、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「外貨 ex 口座」といいます。）の開設の申し込みを行います。<u>開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。また、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客様は前述の知識確認テストを受けていただくことで店頭通貨バイナリーオプションの取引が可能になります。</u></p>	<p>第6条 (知識確認テストおよび口座の開設、取引の適格要件) 1. お客様は、本取引を行うことを目的とした場合、当社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い、店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「外貨 ex 口座」といいます。）の開設の申し込みを行い、開設手続き終了後、店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受け、合格後に店頭通貨バイナリーオプション取引「オプトレ!」の口座開設を申し込むものとします。ただし、既に外貨 ex 口座をお持ちのお客様は店頭通貨バイナリーオプションに関する知識確認テストを受けていただくところから同様の手続きを行うこととします。</p>